

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 規 則 養ほう振興法施行細則の一部改正
- ◇ 告 示 身体障害者を診断する医師の指定  
土地改良区の役員の退任及び就任  
肥料の登録  
肥料検査の結果  
定期外健康診断  
徴税吏員証等の無効
- ◇ 人 委 規 則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則  
の一部改正
- ◇ 正 誤 職員の給与の切替等に関する規則の一部  
改正  
昭和三十三年十二月五日鳥取県公報第二、  
九七八号中訂正

## 規 則

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十九号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和三十一年四月鳥取県規則第  
二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（転飼許可申請書）

第二条 養ほう、振興法施行規則（昭和三十年農林省令第  
四十五号。以下「省令」という。）第二条に規定する  
申請書は、別記様式第二号によるものとし、別記様式  
第三号によるほう、場貸与同意書及びその附近の見取図  
を添え、毎年一月三十一日までに家畜保健衛生所長を  
経て知事に提出しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により身体障害者が診断を受ける医師を次のとおり指定した。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏名	住 所	指定年月日
眼科	天野 敏郎	鳥取市富安鳥取 県身体障害者更 生相談所内	昭和三十三年 十月三十 一日

神鳥 文雄	神鳥 文雄	〃	〃
藤永 豊	藤永 豊	〃	〃
耳鼻咽喉科	稲田喜代治	〃	〃
〃	佐々木 寛	〃	〃
〃	宮田 寿一	〃	〃
整形外科	西尾 篤人	〃	〃
〃	花北 良臣	〃	〃

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湖山町下代土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 奥村 藤吉 鳥取市湖山町一、五八一

就任した役員の名及び住所

理事 小泉 幸治 鳥取市湖山町一、三六三

理事欠員のため昭和三十三年十月一日執行の補充選挙に於て当選

青谷町上露谷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 吉田 一雄 気高郡青谷町大字露谷  
三六六番地

青木 末広 〃 〃 三八三

登録番号	肥料の名称	保証成分量	（パーセント）	住 生 産 業 者 名
鳥取県 第二九一号	北条粒状複合肥料 ぶどう一号	窒素全量 りん酸全量 りん酸全量 加水全量 加水全量 加水全量	六五五五五五 六五五五五五 六五五五五五 七〇〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇	東伯郡北条町 弓原三四七の六 下北条農業協同 組合 組合長理事 根鈴 信雄
〃	青木 善雄	〃	三五二	〃
〃	竹森 保蔵	〃	三五五	〃
〃	高木 時蔵	〃	三三一、二	〃
〃	吉田 幸治	〃	三八四	〃
〃	青木 好秀	〃	三七九	〃

昭和三十三年十一月二十五日開催の第一回総会において総選挙の結果当選し、昭和三十三年十一月二十五日

就任、任期二ヶ年（昭和三十五年十一月二十四日）

鳥取県告示第五百九十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量	（パーセント）	住 生 産 業 者 名
鳥取県 第二九二号	北条粒状複合肥料 ぶどう一号	窒素全量 りん酸全量 りん酸全量 加水全量 加水全量 加水全量	六五五五五五 六五五五五五 六五五五五五 七〇〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇	東伯郡北条町 弓原三四七の六 下北条農業協同 組合 組合長理事 根鈴 信雄
〃	長芋一号	〃	八八四五五七 八八四五五七 八八四五五七 八八四五五七 八八四五五七 八八四五五七	〃

鳥取県告示第五百九十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き、昭和三十三年五月、六月、七月、八月、九月に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（五月分）

肥料の種類	保証票添付名	検査 点数	うち不 合格点 数
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社	一	〇
尿酸	日産化学工業株式会社	一	〇
塩化アンモニア	東洋高圧工業株式会社	一	〇
熔性りん肥	徳山曹達株式会社	一	〇
苦土過りん酸	宇部曹達工業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	日の出化学工業株式会社	一	〇
	株式会社多木製肥所	一	〇
	住友化学工業株式会社	二	〇
	窒りん加肥料工業株式会社	七	〇

（六月分）

硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	一	〇
尿酸	三菱化学工業株式会社	一	〇
過りん酸石灰	宇部興産株式会社	一	〇
第一種複合肥料	日産化学工業株式会社	一	〇
	石原産業株式会社	一	〇
	石原産業株式会社	一	〇
	窒りん加肥料工業株式会社	五	〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	七	〇
	下中山農業協同組合	一	〇
	浅津農業協同組合	一	〇
	長瀬農業協同組合	一	〇
	宇部曹達工業株式会社	一	〇
	日産化学工業株式会社	二	〇
	三菱化学工業株式会社	一	〇
	新日本窒素肥料株式会社	二	〇

鳥取県中央農業協同組合連合会 五 〇

（七月分）

硫酸アンモニア	宇部曹達工業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	日産化学工業株式会社	二	〇
	三菱化学工業株式会社	一	〇

鳥取県告示第五百九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基き定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者

1 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第二十一条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

2 旅館業法（昭和二十三年法律第三百八十八号）第三

条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

二 健康診断の実施期日

昭和三十三年十二月一日から

昭和三十三年十二月二十七日まで

三 検診場所 根雨保健所

四 健康診断の実施区域

根雨保健所管内一円

（八月分）

第一種複合肥料	窒りん加肥料工業株式会社	三	〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	三	〇
魚かす粉末	倉谷 常一	三	〇
（九月分）			
硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	一	〇
過りん酸石灰	石原産業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	窒りん加肥料工業株式会社	五	〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	三	〇
魚かす粉末	〃	二	〇
なたね油かす粉末	熊沢製油株式会社	一	〇
	不二製油株式会社	一	〇

一 健康診断を受けるべき者

1 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第二十一条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

2 旅館業法（昭和二十三年法律第三百八十八号）第三

条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

二 健康診断の実施期日

昭和三十三年十二月一日から

昭和三十三年十二月二十七日まで

三 検診場所 根雨保健所

四 健康診断の実施区域

根雨保健所管内一円

鳥取県告示第五百九十七号

次の証票は盗難にかかった旨の届出があつたから事故発生の日以降これを無効とする。

証票種別	番号	交付年月日	盗難にかかった年月日	所属	職名	氏名
徴税吏員証	二七	昭和二十九年五月二十日	昭和三十三年十二月十三日	東部県税事務所	事務吏員	大沢 実
県税滞納者財産差押証	二七	"	"	"	"	"

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年

鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「中央病院の院長」を「中央病院の院長及び上私都診療所の医師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月一日から適用する。

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「(宅内未満の端数を生じた場合において、この端数を四捨五入して得た額)」を削る。別表第二を次のように改める。

ロ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職の 務等 級 号給	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	給料月額	調整額	暫定 手当	給料月額	調整額	暫定 手当	給料月額	調整額	暫定 手当
1	20,300	812	38	8,000	320	15	6,600	264	12
2	21,300	852	40	8,600	344	16	7,000	280	13
3	22,300	892	41	9,200	368	17	7,400	296	13
4	23,300	932	43	9,800	392	18	8,000	320	15
5	24,300	972	45	10,600	424	19	8,600	344	16
6	25,300	1,012	47	11,400	456	21	9,200	368	17
7	26,400	1,056	49	12,300	492	23	9,800	392	18
8	27,600	1,104	51	13,300	532	25	10,600	424	19
9	28,800	1,152	54	14,300	572	26	11,400	456	21
10	30,000	1,200	56	15,300	612	28	12,300	492	23
11	31,200	1,248	58	16,300	652	30	13,300	532	25
12	32,400	1,296	61	17,300	692	32	14,300	572	26
13	33,600	1,344	63	18,300	732	34	15,300	612	28
14	34,800	1,392	65	19,300	772	36	16,300	652	30
15	36,000	1,440	67	20,300	812	38	17,300	692	32
16	37,200	1,488	70	21,300	852	40	18,300	732	34
17	38,700	1,548	72	22,300	892	41	19,300	772	36
18	40,200	1,608	75	23,300	932	43	20,300	812	38
19	41,700	1,668	78	24,300	972	45	21,300	852	40
20	43,200	1,728	81	25,300	1,012	47	22,300	892	41
21	44,700	1,788	84	26,400	1,056	49	23,300	932	43
22	46,200	1,848	87	27,600	1,104	51			
23	47,700	1,908	89	28,800	1,152	54			
24				30,000	1,200	56			
25				31,200	1,248	58			
26				32,400	1,296	61			
27				33,600	1,344	63			
28				34,800	1,392	65			
29				36,000	1,440	67			
30				37,200	1,488	70			
31				38,700	1,548	72			
32				40,200	1,608	75			
33				41,700	1,668	78			

別表第二 給料の調整額及びこれに対する暫定手当定額表

イ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職の 務等 級 号給	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	給料月額	調整額	暫定 手当	給料月額	調整額	暫定 手当	給料月額	調整額	暫定 手当
1	25,800	2,064	97	9,800	784	36	6,600	528	24
2	27,000	2,160	101	10,800	864	40	7,000	560	26
3	28,200	2,256	106	11,800	944	44	7,400	592	27
4	29,400	2,352	110	12,800	1,024	48	8,000	640	30
5	30,600	2,448	115	13,800	1,104	51	8,600	688	32
6	31,800	2,544	119	14,800	1,184	55	9,200	736	34
7	33,300	2,664	125	15,800	1,264	59	9,800	784	36
8	34,800	2,784	131	16,800	1,344	63	10,800	864	40
9	36,300	2,904	136	17,800	1,424	67	11,800	944	44
10	37,800	3,024	142	18,800	1,504	70	12,800	1,024	48
11	39,300	3,144	148	19,800	1,584	74	13,800	1,104	51
12	40,800	3,264	153	20,800	1,664	78	14,800	1,184	55
13	42,300	3,384	159	21,800	1,744	82	15,800	1,264	59
14	43,800	3,504	164	22,800	1,824	85	16,800	1,344	63
15	45,300	3,624	170	23,800	1,904	89	17,800	1,424	67
16	46,800	3,744	176	24,800	1,984	93	18,800	1,504	70
17	48,300	3,864	181	25,800	2,064	97	19,800	1,584	74
18	49,800	3,984	187	27,000	2,160	101	20,800	1,664	78
19	51,300	4,104	193	28,200	2,256	106	21,800	1,744	82
20	52,800	4,224	198	29,400	2,352	110	22,800	1,824	85
21				30,600	2,448	115	23,800	1,904	89
22				31,800	2,544	119	24,800	1,984	93
23				33,300	2,664	125	25,800	2,064	97
24				34,800	2,784	131	27,000	2,160	101
25				36,300	2,904	136	28,200	2,256	106
26				37,800	3,024	142			
27				39,300	3,144	148			
28				40,800	3,264	153			
29				42,300	3,384	159			
30				43,800	3,504	164			
31				45,300	3,624	170			
32				46,800	3,744	176			

附 則

この規則は公布の日から施行し、第十一条第二項の改正規定並びに別表第二・イについては昭和三十三年四月一日から、同表第二・ロについては同年九月一日から、それぞれ適用する。

正 誤

昭和三十三年十二月五日鳥取県公報第二、九七八号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	行	欄	誤
2		下段	鳥取県告示第五百七十二号
3	1	上から5	二、〇〇二ノ八
3	1	〃 6	一、三〇〇
3	1	下から1	大字大谷 逢坂村
3	終りから3	上から6	〇、〇二〇〇
6	1	6及び7	一、四一七、二三一九
6	3	上	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十八条

頁	行	欄	誤
			鳥取県告示第五百七十三号
			二、〇〇二ノ二
			一、三三〇〇
			大字大谷 逢坂村
			〇、〇二〇〇
			一、四一七、二三一九
			森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発 行 鳥取県鳥取市東町  
刷 所 鳥取県鳥取市東町  
鳥取県印刷所